

参考 | 過去の特別委員会

平成20年度設置 食料自給対策調査特別委員会

中村 勝 委員長
奥野 英介 副委員長
中川 康洋 委員
杉本 熊野 委員
藤田 宜三 委員
後藤 健一 委員
田中 博 委員
前野 和美 委員
吉川 実 委員
舟橋 裕幸 委員
永田 正巳 委員
中川 正美 委員

食料自給の観点からの課題

生産面

- 耕作放棄地の増加
- 農業従事者の不足



- ・ 農地流動化施策の推進
- ・ 営農コスト低減支援
- ・ 営農状況に応じた農家支援

流通面

- 生産者と消費者の乖離
- 地域製品の販売ルート
の不足



- ・ 水田、稲作技術の有効活用
- ・ 生産者と消費者の相互理解

消費面

- 地域外製品の利用増加
- 食農教育の不足



- ・ 学校給食での地産地消促進
- ・ 地域生産者のコーディネート

委員長報告、知事への提言

生産、流通、消費に食育等の幅広い分野での取組を総合的に推進すること

<～次頁へ続く～>

参考 | 過去の特別委員会

平成20年度設置 食料自給対策調査特別委員会

中村 勝 委員長 藤田 宜三 委員 吉川 実 委員
奥野 英介 副委員 後藤 健一 委員 舟橋 裕幸 委員
中川 康洋 委員 田中 博 委員 永田 正巳 委員
杉本 熊野 委員 前野 和美 委員 中川 正美 委員

委員長報告、知事への提言

農業振興に係る条例、取組の行程を示す農業基本計画の策定を要望



H22.12月施行

※H24.3月策定（R2.3月見直し）

三重県食を担う農業及び 農村の活性化に関する条例

- 県の責務、農業者等の役割、県民の参加
- 県の役割
- 基本理念
- 基本的施策等

三重県食を担う農業及び 農村の活性化に関する基本計画

- 【計画期間】
R2年度～R11年度（5年毎見直し）
- 農業者、関係機関、消費者等の参加
 - 三重県の「食」と「農」の活性化指針

参考 | 過去の特別委員会

平成20年度設置 食料自給対策調査特別委員会

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 中村 勝 委員長 | 藤田 宜三 委員 | 吉川 実 委員 |
| 奥野 英介 副委員 | 後藤 健一 委員 | 舟橋 裕幸 委員 |
| 中川 康洋 委員 | 田中 博 委員 | 永田 正巳 委員 |
| 杉本 熊野 委員 | 前野 和美 委員 | 中川 正美 委員 |

国への意見書 H21.3月23日提出

食料自給率の向上のための対策の強化を求める意見書

- 耕作放棄地の発生防止又は利用再生等による解消を図るための総合的な施策を推進すること
- 麦、大豆など穀物類の生産の拡大を促進するために必要な施策を強化すること
- 米粉、飼料用米など新規需要米の生産の拡大及び利用の促進を図るために必要な施策を充実すること

参考 | 最近の国の動向

国の動き

食料・農業・農村基本法の見直し

- 食料増産命令の法整備を検討
- 「緊急事態食料安全保障指針」は法的根拠がなく、実現性に乏しい
- 肥料急騰時の価格転嫁を検討

農業による環境負荷への対応

- みどりの食料システム戦略（2021年）有機農業面積を25%に拡大する目標設定
- 家畜排泄物の肥料利用の広がり

背景には・・・

ウクライナ侵攻を始めとする国際情勢の変化

▶ 有事での輸入停止を危惧

感染症のパンデミック

▶ 物流の混乱

地球温暖化に伴う異常気象の頻発

▶ 気候変動による世界的な凶作

○食料自給対策調査特別委員長（中村勝） 食料自給対策調査特別委員会における調査の経過について御報告申し上げます。

本委員会は、食料自給に係る課題を検討するため、参考人招致を含め 10 回の委員会を開催するとともに、勉強会や県内調査、県外調査を行い、食料自給に関する現状やこれまでの取組について調査を行ってまいりました。

調査を行う中で、本委員会においていただいた意見や、特に議論のありました事項について要望を行うものであります。

最初に、食料自給対策の取組を進める上で欠かしてはならない視点について申し述べます。

世界の食料の消費は、新興国の人口増加や経済発展で質的、量的に拡大傾向にあります。昨今の大規模な気候変動は世界の食料生産に脅威を与えており、安定した食料生産が危惧されています。食料分野においてもグローバル化が進む中、昨年は穀物価格の高騰が生じ、輸出規制を行う国も見られました。

日本は食料の 6 割を海外に依存しており、食の安全保障の観点から食料自給対策を進める必要があります。また、農業は自然を相手にし、自然からの恵みをいただくことを基本にしています。農業生産を行う中で、古来から自然を畏怖し、感謝する営みが行われてきました。五穀豊穡を祈る祭りが日本文化の礎となっています。文化の源である農業の活力を取り戻す食料自給向上への取組は、農村の活性化を導き、文化力を高める取組につながるものであり、県政推進においても重要なものであります。これらの認識のもと、食料自給対策に取り組む必要があると考えています。

当委員会は、まず、食料自給を取り巻く現状について調査を行いました。我が国のカロリーベースでの食料自給率は、昭和 40 年度の 73%から平成 19 年度は 40%に落ち込んでおり、三重県におけるカロリーベースの食料自給率は、平成 18 年度は 44%とここ数年は 42%から 44%の間を推移しています。

このような食料自給率の低迷は、食料消費動向の変化など様々な要因によりありますが、農業生産がそれらの要因に対応し切れなかった結果でもあり、耕地面積や農業就業人口は一貫して減少傾向にあります。

このような農業生産の現状は、食料自給の観点から見ると非常に厳しい状況にあります。県民に安全で安心な農産物を安定的に供給していくためには、食料自給対策に積極的に取り組んでいくことが求められており、今後の県政における重要な課題となります。

調査を進める中で、食料自給の観点から様々な課題が抽出されました。

生産面からは、耕作放棄地の増加と農業従事者の不足が挙げられます。農地を守り、農地の有効利用を進めるためには、年々増加する耕作放棄に歯どめをかけることが喫緊の課題です。また、農業生産の維持拡大には農業従事者の確保が必要ですが、農業従事者の高齢化が加速度的に進んでおり、農業の後継者育成、新規参入を促進することが必要となっています。また、三重県では特に兼業農家が多いため、慎重にその影響を考慮する必要があります。

流通面からは、流通システムの発達により消費者と生産者の距離が広がり、相互の情報が伝わりにくくなっていることや、地域製品の販売ルートの不足が挙げられます。生産者から消費者に農産物を届けるためには流通システムに乗せることが必要です。しかし、既存の流通システムが逆に地域内での流通を阻害する側面もあり、地産地消を促進するためには、生産者と消費者が情報共有できる仕組みの構築や地域内での流通システムの確立が必要となっています。

消費面からは、地域外製品の利用増加と食農教育の不足が挙げられます。国内外のコスト競争の結果、地域外製品の消費が増加し、地域の製品の魅力が多く多くの消費者の購買意欲を引き出すまでに至っていません。また、地域での農業の占める重要性が他の産業と比較して相対的に低下した結果、消費者の地域の農業に対する知識や理解が低下し、地域の製品への愛着や誇りが失われつつある状況があります。

しかしながら、昨今は食の安全に対する関心の高まりが見られることから、これらを機にこのような状況を改善していくことが課題となります。

こうした中、県当局におかれても、食料自給を取り巻く現状をこのままの推移に任せるならば、食料の安定供給が懸念されることから、三重県農業の 10 年後の目指すべき姿と施策展開の方向が示されたところです。

食料自給に係る課題解決に向けては、生じている課題に対応するため、様々な施策を総合的に実施していく必要がありますが、当委員会において特に議論がありました点について、次のとおり要望いたします。

まず、耕作放棄地対策等の充実についてです。

農家収益の減少や後継者不足などにより営農が継続できなくなった農地が耕作放棄地になる場合が多く見られます。農地を守るために、担い手への農地の集積や営農組合の設立、法人化による農地の集団化の促進のほか、意欲ある農業者に農地を仲介する仕組みなど、農地の流動化を進めるための施策をさらに推進

されることを要望します。

営農コスト面で不利な条件にある中山間地域については、農地の集団化や流動化を図ることが特に困難になります。中山間地での営農を継続していくため、農業機械への支援など営農コストを低減するための支援を強化されるよう要望します。

また、生産調整が求められている中で、水田を有効に活用し、食料自給を向上させるためには、麦や大豆への転作を促進する必要があります。麦や大豆への転作に際してネックとなっている米の生産時との価格差への支援については、国が設けた制度がありますが、兼業農家が多くを占める本県の営農状況に十分適応しているとは言えません。本県の営農状況に応じた支援を推進されるよう要望します。

さらに、水田や稲作技術を有効に活用するためには、米粉、飼料用米など、いわゆる新規需要米の生産を拡大することが重要な課題になります。しかしながら、新規需要米の利用はまだ十分浸透しておらず、生産の拡大を図るとともに、米粉の製粉事業者との農商連携や飼料米等での耕畜連携の推進を図り、需要までの流れを見通した取組を進めるようあわせて要望します。

次に、学校給食での地産地消の推進についてです。

現在、学校給食への食材数ベースでの県内製品の導入は、2 から 3 割程度にとどまっています。学校給食での地産地消の促進とともに食育の充実を図ることにより、地域の農業、農村に対する児童生徒の理解を深めることは、将来の地域製品の消費拡大に大きな効果が期待されます。

学校給食での地産地消の促進を図るため、農業生産者と学校給食提供者の双方がそれぞれのニーズなどを共有し、連携した取組を進めるための場づくりや、給食食材の供給体制を整備するため、地域の生産者をコーディネートする取組などについて支援されるよう要望します。

3 点目は、消費者と生産者の連携強化についてです。

地産地消を促進するためには、地域の生産者と消費者の結びつきを強化する必要があります。消費者が日常的に食品を購入しているスーパーなどの販売店を含む食品関連産業において、地域の製品の流通を促進するシステムを充実強化するとともに、農業者が少量でも販売可能であり、消費者も身近な地域の製品が購入可能となる直販所の整備や、地域の農産物を地域内で加工する取組についての支援を強化されることを要望します。

また、消費者から支持を得ながら低価格の外国産品との差別化を図るため、安全で安心な農産物の生産に対する取組や、農業、農村の多面的機能や地域の産品についての理解を深めるなど、消費者と生産者の相互理解を促進する取組をさらに推進されるようあわせて要望します。

最後は、食料自給対策の向上に向けての着実な施策の推進についてです。

三重県農業の 10 年後の目指すべき姿と施策展開の方向についての試案が示されたところですが、今後は議会を含めた関係者とさらに議論し、この内容をさらに深め、より共感が得られるものとする必要があります。

食料自給対策の推進は、これまで要望しました生産、流通、消費に食育といった幅広い分野での取組を総合的に推進することが必要です。一貫した総合的な施策を推進するためには、農業振興条例や農業基本計画などでビジョンやその工程を示し、関係者が一体となって取組を進めることが必要です。食料自給対策の取組の方向を総合的に示す農業振興に係る条例や、取組の工程を示す農業基本計画を策定されるよう要望いたします。

以上申し述べましたが、食料自給に係る課題の解決のためにはより一層の取組が必要であります。

当局におかれては、本委員会の議論を十分踏まえ、部局を超えた積極的な取組を推進されることを要望いたしまして、本委員会の報告といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○議長（萩野虔一） 以上で特別委員長の報告を終わります。

食料自給率の向上のための対策の強化を求める意見書

近世界の食料事情を展望すると、経済成長が著しい国の所得向上による食料需要の増大やバイオ燃料への利用拡大等に伴い、今後、穀物をはじめとする食料のひっ迫が予想される一方、生産面では、地球温暖化の進行に伴う異常気象の頻発や水資源の不足など、多くの不安定要因が存在している。

このような状況の下、我が国の食料事情は、国民の食生活の変化や食料品等の輸入の増加を背景に、食料自給率がカロリーベースで40%にまで低下しているという現状である。

去年は、国際的な食料需給のひっ迫により穀物価格が高騰し、自国民の食料確保や物価抑制を図るため農産物の輸出規制を行う国も見られたところであり、食料自給率の向上によって、現在及び将来にわたる国民への食料の安定供給を図ることは、急務である。

国は、食料自給力の強化等の観点から「食料・農業・農村基本計画」の見直しを実施しているところであるが、国民に食料を安定的に供給できる体制を確立するためには、将来の農業のあるべき姿を見据えた上で、実効性のある対策を戦略的に実施することが必要である。

よって、本県議会は、国において、我が国の食料自給率の向上のための対策の強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 耕作放棄地の発生防止又は利用再生等による解消を図るための総合的な施策を推進すること。
- 2 麦、大豆など穀物類の生産の拡大を促進するために必要な施策を強化すること。
- 3 米粉、飼料用米など新規需要米の生産の拡大及び利用の促進を図るために必要な施策を充実すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月23日

三重県議会議長 萩野 虔 一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例の概要

前文

目的

第1条 食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、「基本理念」「実現を図るのに基本となる事項」を定め、「県の責務、農業者等の役割」等を明らかにすることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の安定向上」「地域経済の健全な発展」を図る。

それぞれの役割等

第4条 県の責務

- ・基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に実施
- ・農業者等の意欲の増進を図りつつ、主体的な取組を助長
- ・市町、農業者等の関係者との連携及び協働

第5条 農業者等の役割

- ・基本理念に基づき、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むよう努める。
- ・県、市町等関係者との連携協力
- ・農業生産等を行うに当たっては、安全・安心農業生産に取り組むよう努める。

第6条 県民の参加

- ・食に関する知識、農業及び農村の果たす役割についての理解を深めるため、食を担う農業及び農村の活性化に関する活動への参加等に努める。

県の取組

第7条 推進体制の整備

農業者等の主体的な取組の助長と関係者との連携協働を図り、施策等を推進するための体制の整備

第8条 財政上の措置

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

第9条 基本計画

食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を策定（基本的な方針、主要な目標等を定める。）

基本理念

第3条 県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれること。

第3条第1号 安全・安心な農産物の安定供給

農産物の需要に応じた安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、安定的な供給が行われること。

第3条第2号 農業の持続的な発展

創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、農地等の農業資源が確保されることにより、持続的な発展が図られること。

第3条第3号 農村の振興

農産物の供給の機能と多面的機能が発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、振興が図られること。

第3条第4号 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出

県民と農業者等の相互理解を図りつつ、農業及び農村が有する資源を有効に活用することにより、新たな価値創出の促進が図られること。

基本的施策等

- 第10条 水田の最適な利用
- 第11条 園芸作物等の産地の形成
- 第12条 畜産の健全な発展
- 第13条 安全・安心農業生産の取組の促進
- 第14条 農産物の安全・安心の確保

- 第15条 多様な農業経営の確立
- 第16条 技術及び知識の向上
- 第17条 農地の有効利用等

- 第18条 農村の総合的な振興
- 第19条 多面的機能の発揮及び中山間地域等の振興
- 第20条 野生鳥獣による被害の防止

- 第21条 新たな価値の創出を図るための取組の促進
- 第22条 認証制度等の推進
- 第23条 食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進

第24条 地域の特性を生かした食を担う農業及び農村の活性化に向けた支援

集落等の地域、産地単位等で構成する団体による農村の資源を有効に活用して行う取組を総合的かつ効果的に支援するため、活動計画の策定及び活動に対し、専門的知識を有する人材による技術的援助、情報の提供及び助言その他必要な措置を講ずる。

～ 「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて ～

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

人口減少や高齢化の進行等への対応として、①スマート農業の導入、②農業・農村を支える多様な人材の活用、③国内外における新たな需要の獲得などを進めながら、**雇用力のある農業経営体の育成**を進めるとともに、**家族農業等の持続**を図るため、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めることにより、「**持続可能なもうかる農業**」の実現をめざす計画

2 計画の性格

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、施策の基本となる計画として策定するもので、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和2年度(2020年度)を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年とする。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

2 三重県の農業及び農村の現状と課題

- (1)耕地
 - ・直近10年間で耕地面積の約4.7%の約2,900haが減少
- (2)農業者
 - ・農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約40%減少、このうち、65歳以上が75%を占め、高齢化が進展
- (3)農業生産
 - ・農業産出額は平成30年には1,113億円と近年では安定、ただし、平成2年との比較では、米での減少などで29.3%の減
- (4)農村社会
 - ・高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に懸念
 - ・野生鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な状況

1 食と農業・農村を取り巻く環境の変化

- ・人口減少への対応など地方創生の取組の本格化
- ・TPP11、日欧EPAの発効等、グローバル化の進展
- ・CSFなど家畜防疫リスクへの対応強化
- ・Society5.0や、SDGs等、新たな社会創生の潮流
- ・国内食市場は縮小、海外需要は拡大する傾向
- ・消費者ニーズの多様化(モノからコトの消費へ)
- ・田園回帰の広がり、訪日外国人旅行者の増加
- ・農業における女性や障がい者の活躍の拡大
- ・自然災害の激甚化による防災・減災対策の強化
- ・国の「農林水産業・地域の活力プラン」の進展
- ・伊勢志摩サミットの成果を東京2020大会等で発揮

第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

- (1)食料の持続的な供給
- (2)多面的機能の発揮
- (3)地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- (1)安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
- (2)雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
- (3)農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- (4)食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 基本計画の見直しにあたっての視点

- 農業・農村を活性化していく基本視点に加え、次の3点を見直しの視点とする。
- (1)AIやIoT、ロボット技術等、革新的技術がもたらす新たな展開(Society5.0への対応)
 - (2)持続可能な「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現(SDGsへの対応)
 - (3)「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化(地方創生への対応)

第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

(1)基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

| 基本目標指標 | 農業産出等額 | | 施策展開 |
|--|---------------|---------------|---|
| | 現状値(元年度) | 目標値(11年度) | |
| 農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額等の合計 | 1,205億円(H30年) | 1,225億円(R10年) | 1 新たなマーケット等に対応した 水田農業 の推進 2 消費者ニーズに応える 園芸等産地 形成の促進 3 畜産業 の持続的な発展 4 農産物の生産・流通における 安全・安心 の確保 |

(2)基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

本県農業が持続的に発展するよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

| 基本目標指標 | 認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合 | | 施策展開 |
|--------------------------------|-----------------------------------|-----------|---|
| | 現状値(元年度) | 目標値(11年度) | |
| 認定農業者のうち、所得等が500万円以上の経営体が占める割合 | 31.1% | 50% | 1 地域の特性を生かした 農業 の活性化 2 農業経営体の持続的な 経営発展 の促進 3 農業を支える 多様な担い手 の確保・育成 4 農福連携 の推進 5 農業生産基盤 の整備・保全 6 農畜産技術の 研究開発 と移転 |

(3)基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

地域資源を生かした農村での価値創出や災害に強い安全・安心な農村づくり、多面的機能の維持・発揮に取り組む。

| 基本目標指標 | 農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計) | | 施策展開 |
|---------------------------------------|-------------------------|-----------|---|
| | 現状値(元年度) | 目標値(11年度) | |
| 農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数 | — | 175取組 | 1 地域資源を生かした 農村 の活性化 2 多面的機能 の維持・発揮 3 災害に強い 安全・安心な農村 づくり 4 中山間地域農業 の振興 5 獣害 につよい農村づくり |

(4)基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食に対する多様な期待に応えるため、農を起点とした新たな価値の創出と県産農産物の魅力発信に取り組む。

| 基本目標指標 | 「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から生み出される県内事業者の商品等の売上額(累計) | | 施策展開 |
|---|---|-----------|---|
| | 現状値(元年度) | 目標値(11年度) | |
| 農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベーションプロジェクト」から生み出された県内事業者の商品等の売上額及び新たに「三重ブランド」に認定された事業者の商品等の売上額の合計 | 4億円 | 99億円 | 1 新価値創出 と 戦略的プロモーション の展開 2 県産農産物の ブランド力 向上の推進 3 農業の 国際認証 取得の促進と活用 |

第5章 推進体制の整備

- ◇ 県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協創を基本姿勢として計画の推進に取り組む。
- ◇ 「スマート農業」、「多様な担い手の確保・育成」、「国際認証を生かした販売促進」の3本は、**施策横断的に進めるプロジェクト**として、また、「CSF等家畜防疫対策」は**危機管理体制**として、注力し推進する。

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」 施策展開の概要

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向

- 新たなマーケットの創出やスマート農業技術の導入など、「持続可能なもうかる農業」の実現に向けた戦略的な取組を促進
- 農薬等の生産資材の使用や米穀等の食品表示について、行政による適切な指導・監督を図るとともに、生産・加工・流通に携わる関係者による自主衛生管理の定着を促進
- 家畜伝染病の発生防止等対策の徹底などを通じ、消費者の「食」に対する安心感、信頼感を醸成

| 基本事業名 | 取組目標 | | | 主な取組 |
|-------------------------|-----------------------|------------------|----------------|---|
| | 項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (11年度) | |
| 1 新たなマーケット等に対応した水田農業の推進 | 米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース) | 78% (H30年度) | 83% (R10年度) | ・スマート農業技術の実装 ・ブランド米、業務用米の振興 ・麦・大豆・飼料用米の生産拡大 ・種子の安定供給 |
| 2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進 | 産地改革に取り組む園芸等産地増加数(累計) | - | 50産地 | ・水田での野菜、業務用途仕向の拡大 ・果樹、茶の輸出対応産地づくり ・とこわか国体を契機とした魅力発信 |
| 3 畜産業の持続的な発展 | 高収益型畜産連携体数(累計) | 16連携体 (H30年度) | 40連携体 | ・高収益型畜産連携体づくり ・県産畜産物のブランド力向上 ・豚熱等防疫体制の強化 |
| 4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保 | 農業の生産・流通における安全・安心確保率 | 100% (H30年度) | 100% | ・環境に配慮した生産方式導入 ・食の安全性に対する情報提供 ・卸売市場の品質管理の高度化 |

基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

めざす方向

- 力強い農業経営の実現と地域農業の発展に向け、農業経営体の農地集積等による経営の規模拡大・法人化・多角化等の推進とともに、小規模な兼業農家や高齢農家なども参画する地域営農体制を構築
- 次世代農業の主軸となる担い手の確保・育成を進めるとともに、企業などの新たな担い手の参入促進や多様な人材が農業で活躍できる環境の整備を推進
- 農業の持続的な発展に向け、優良農地の確保や農業の生産基盤の整備を推進

| 基本事業名 | 取組目標 | | | 主な取組 |
|----------------------|---------------------------|-------------------|---------------|--|
| | 項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (11年度) | |
| 1 地域の特性を生かした農業の活性化 | 地域活性化プラン策定数(累計) | 414プラン (H30年度) | 739プラン | ・「地域活性化プラン」の推進 ・地域の課題解決に向けた普及指導活動の展開 |
| 2 農業経営体の持続的な経営発展の促進 | 担い手への農地集積率 | 37.9% (H30年度) | 70% | ・農地の集積・集約化の促進 ・集落営農組織の育成 ・経営発展に向けた専門家派遣 ・企業・JA出資法人の参入促進 |
| 3 農業を支える多様な担い手の確保・育成 | 新規就農者数(単年度) | 169人 (H30年度) | 180人 | ・新規就農者の確保・育成 ・農業ビジネス人材の養成 ・労働力を確保する仕組み構築 |
| 4 農福連携の推進 | 農業と福祉との連携による新たな就労人数(単年度) | - | 48人 | ・農業版ジョブコーチ等の育成 ・農業での施設外就労の拡大 ・無業者の農業による社会復帰 |
| 5 農業生産基盤の整備・保全 | 基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率 | 43.0% | 80% | ・大区画化・パイプライン化推進 ・農業用施設の維持管理 ・優良農地の確保 |
| 6 農畜産技術の研究開発と移転 | 農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計) | 175件 (H30年度) | 450件 | ・ニーズに応じた新品種の開発 ・スマート技術を活用した高付加価値化・省力化等技術の開発 |

基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

めざす方向

- 豊かな自然や美しい景観、食文化など地域資源を生かしたさまざまな地域活動を促進
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮のための取組を促進
- 農業用ため池や排水機場等の老朽化・耐震対策により、地域防災力の強化や生活環境の整備を推進
- 獣害につよい農村づくりに向け、「体制づくり」、「被害防止」、「生息数管理」、「獣肉等の利活用」の総合的な取組を促進

| 基本事業名 | 取組目標 | | | 主な取組 |
|--------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|---|
| | 項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (11年度) | |
| 1 地域資源を生かした農村の活性化 | 農山漁村の交流人口 | 1,503千人 (H30年度) | 1,803千人 (R10年度) | ・自然や食などの地域資源を生かした経済活動の促進 ・より滞在時間の長い交流の促進 |
| 2 多面的機能の維持・発揮 | 多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率 | 53.7% | 65.8% | ・水路・農道の保全等多面的機能を支える共同活動の促進 ・多様な人材の参画による地域のコミュニティ機能増進 |
| 3 災害に強い安全・安心な農村づくり | ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積 | 3,357ha | 8,000ha | ・農業用ため池や排水機場等の老朽化対策や耐震対策 ・生活環境等の整備 |
| 4 中山間地域農業の振興 | 「人・農地プラン」を策定した中山間地域の集落率 | 23% (H30年度) | 50% | ・全員参加の地域営農体制の構築 ・地域資源を生かした商品の開発・販売の促進 ・多様なニーズに応じた基盤整備 |
| 5 獣害につよい農村づくり | 野生鳥獣による農業被害金額 | 233百万円 (H30年度) | 161百万円 (R10年度) | ・人材育成、体制づくり、被害防止の取組推進 ・ジビエの安定供給体制の整備 |

基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向

- 産学官の連携やAI等の先進技術をとりにれた新たなビジネス、商品の創出を促進
- 地域の特徴を生かした競争力のある農産物の生産につなげるため、戦略的なプロモーションを推進
- 県産農産物に対する消費者の支持拡大に向け、企業等と連携しながら、新たな価値や魅力を的確に消費者に伝えていく取組を実施

| 基本事業名 | 取組目標 | | | 主な取組 |
|-----------------------|--|-----------------|---------------|---|
| | 項目 | 現状値 (元年度) | 目標値 (11年度) | |
| 1 新価値創出と戦略的プロモーションの展開 | 県産農林水産物を生かした新たな価値創出や魅力発信に取り組む連携企業数(累計) | 187件 (H30年度) | 450件 | ・みえフードイノベーションの形成 ・AIやIoTの活用を通じた商品・サービスの開発促進 ・東京2020大会で連携した企業との県産農産物のプロモーション展開 |
| 2 県産農産物のブランド力向上の推進 | 県産農林水産物のブランド力向上に取り組む事業者数(累計) | 7者 | 129者 | ・地産地消、食育の推進 ・県産農産物の本質的価値の発信 ・県産農産物のブランド化、6次産業化の促進 |
| 3 農業の国際認証取得の促進と活用 | 農林水産業の国際認証等を活用した新たなマッチングによる取引件数(累計) | 10件 | 205件 | ・国際水準GAP認証や有機JAS等の取得促進 ・国際認証を取得した農業者と企業とのマッチングの推進 |